

じゅうよう

重要！

ほかん

保管してください

ほご

保護のしおり

せいかつほごかいし
～生活保護の開始にあたって～

すずかししゃかいふくしじむしょ

鈴鹿市社会福祉事務所

保護の開始にあたって

生活保護法は、日本国憲法第25条の理念を具体化した法律です。生活に困っている人の最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活がおくれるように援助することを目的としています。

なお、生活保護を受給するみなさんも、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを活用し、自立に向かって努力する必要があります。

このしおりには、生活保護制度の内容や、保護を受けている間に守っていただくことなどが書いてあります。お手元に保管して、必要なときに読み返してください。

<p>日本国憲法第25条</p>	<p>国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p>
<p>生活保護法第1条</p>	<p>この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p>

1. 生活保護受給中の権利

① 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を打ち切られたりしません。

【不利益変更の禁止/法第56条】

② 生活保護法により支給された物や生活保護費に対して、税金はかかりません。

【公課禁止/法第57条】

③ 生活保護法により支給された物や生活保護費、またはこれを受ける権利は差し押さえられません。【差押禁止/法第58条】

生活保護受給中は、減免・免除になります。 ※申請が必要です。

住民票、課税証明書、印鑑登録証明書の取得にかかる手数料(保護受給証明書が必要)、住民税、固定資産税、国民年金の保険料、保育料、公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の基本使用料、NHK放送受信料

2. 譲渡禁止【法第59条】

保護を受ける権利は他人に譲り渡すことはできません。

3. 保護の内容

保護には、次の8つの扶助があります。

- (1)生活扶助 生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。世帯の人数、個人の年齢などから算定されます。
- (2)住宅扶助 家賃、地代などの費用です。(共益費や管理費は除く)
家賃については、現に保護を受けている人名義の物件に限ります。
- (3)教育扶助 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。
- (4)介護扶助 介護認定を受けて介護サービスを利用する際の費用です。
- (5)医療扶助 病気やけがのときの診察、薬剤などのうち保険が適用されるものの費用。
- (6)出産扶助 出産に要する費用です。
- (7)生業扶助 高等学校などの就学費用、就職するために技能を身につけたり、資格の取得、就職の支度などに必要な費用です。
- (8)葬祭扶助 葬祭に要する費用です。世帯員などが亡くなり、費用が払えない事情があるときは、限度額内で福祉事務所が費用を負担する場合があります。

このほか、臨時的な生活の必要に応じて支給する費用として、一時扶助があります。

- ア.被服費 ふとん、被服、おむつなどの費用。
- イ.移送費 転居、通院などのために必要な費用。
- ウ.入学準備金 小・中学校の入学準備などにかかる費用。
- エ.工家具什器費 必要な家具、炊事用具、食器、冷暖房器具などの費用。
(支給対象品目は決まっています)
- オ.治療材料費 メガネ、ストマ用装具、コルセットなどの費用。
- カ.12月～1月に保護を受けている世帯対象の期末一時扶助 ほか

※支給方法は金銭で支給される場合(金銭給付)と介護費・医療費のように福祉事務所が病院や介護サービス事業所などに直接支払いをする場合(現物給付)があります。

※支給には一定の要件や限度額があり、すべて支給されるとは限りません。必ず事前に

担当ケースワーカーにご相談ください。

4. 保護費の支給

保護は原則として、世帯（くらしをともしている家族など）を単位にしています。

その世帯の最低生活費と世帯全部の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として原則、毎月4日（休日にあたるときは、その前日）に1ヶ月分の生活費が金銭で支給されます。

介護費や医療費については、福祉事務所が、介護機関や医療機関に直接支払います。

さいていせいかつひ 最低生活費	<p>その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1ヶ月分の生活費です。</p>
しゅうにゅう 収入	<p>働いて得た収入、年金・手当など他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員のすべての収入をいいます。</p>

保護が受けられる場合

[収入が最低生活費に満たないとき]

さいていせいかつひ 最低生活費	
しゅうにゅう 収入	ほごひ 保護費

保護が受けられない場合

[収入が最低生活費を上回るとき]

さいていせいかつひ 最低生活費	
しゅうにゅう 収入	

5. 届出の義務【法第61条】

あなたの届出をもとにして保護の内容を決めますので、収入、支出、その他生活に変化のあったときには、すぐに福祉事務所に届けてください。

(1) 収入に関すること

金額の多少や種目を問わずに、あなたの世帯全員の収入については、福祉事務所
に備え付けの収入申告書に必要事項を書いて届けてください。

また、働ける人は、収入の有無を問わず、毎月収入申告書を届け出てください。
収入に変動があったときも、必ず届け出てください。

下記は、収入の種目の一例です。

給料、賞与、傷病手当金、失業給付金、労災給付金、労災補償金、退職金、
その他の手当、高校生のアルバイト収入、ネットオークションによる収入、年金、
恩給、児童扶養手当、児童手当、生命保険給付金、交通事故補償金、慰謝料、
健康保険料や介護保険料などの還付金、仕送り、野菜などの現物給付、
医療費に関する制度（福祉医療など）の償還金、友人や親類などからの借入金
そのほかにも収入があれば届け出てください。

収入によっては、基礎控除や未成年控除、必要経費などが認められています。
給料などの就労収入の場合、収入申告書を提出していただくと、基礎控除
(収入としない分)が認定できます。

(例) 1ヶ月の給料が65,000円なら、基礎控除は20,000円で、収入認定額は
45,000円(65,000円-20,000円)となり、手元には20,000円が残ります。

※高校生など未成年の場合は控除できる認定額がもっと増えます。

(2) 生活の変化に関すること

生活状況に変化があったら、すぐに届けてください。

下記は、その一例です。

- ・ 就職する、転職する、退職する場合
- ・ 結婚、出産、死亡、転入、転出など世帯の構成が変わる場合
- ・ 住所、家賃、地代などが変わる場合（転居については、必ず事前に相談ください）
- ・ 高校などへ進学、卒業（退学・休学）する場合
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳などを取得・喪失した場合や等級に変更があった場合

(3) 医療に関すること

病院にかかる場合、必ず事前に福祉事務所へ連絡してください。

① 新しく病院にかかる場合は、事前に福祉事務所へ傷病届を提出して

ください。入院、退院のときも、福祉事務所へ連絡してください。

② 土曜・日曜・祝日、または深夜に急病で病院にかかった場合には、後日、

必ず福祉事務所へ連絡してください。

③ 同じ病気で、同時に2つ以上の病院にかかることはできません。

④ 特別な理由がなく、次々に病院を変わることはできません。

ご注意ください・・・

・ 病院は、生活保護法で指定されている病院に限られます。病院に行く前に福祉事務所へ確認してください。

・ 国民健康保険証は使えませんので、保険証は市役所へ返してください。

・ 国民健康保険以外の保険に加入している人、およびその扶養家族として加入している

人は保険が使えます。必ず、保険証を病院の窓口へ提出して、生活保護である旨

を伝えてください。

・ 予防接種など、保険が適用されないものは、支給されません。

・ 入院した場合、部屋代（個室料金）は、支給されません。

(4) 介護扶助に関すること

福祉事務所への申請が必要です。介護扶助では、介護保険制度の要介護認定を受け、要介護度に応じて、介護保険と同様のサービスを利用することができます。

① 要介護認定の受け方

● 65歳以上の人

・・・広域連合に要介護認定を申請してください。

● 40歳以上65歳未満で、介護保険制度の特定疾病が原因で介護が必要な人

・・・福祉事務所に要介護認定を申請したい旨を申し出てください。

② 介護サービスの受け方

介護が必要であると認定されたら、介護サービスを受けることができます。

※介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)については、認定がなくとも受けることができます。

※要介護認定の受け方や、介護サービスの受け方など、詳しいことは、福祉事務所へ

相談してください。

6. 生活上の義務 【法第60条】

能力の活用など、次のような生活上の努力をしてください。

※下記は一例です

- ・ 仕事を探している人は、一日も早く仕事を見つけること。
- ・ 働いている人は、少しでも収入が増えるよう、努めること。
- ・ 病気の人は、医師の指示に従い、早く治すよう努力すること。
- ・ かけごと、パチンコなどのギャンブルや遊興は慎み、計画的に保護費を使い、安定した暮らしができるように心がけること。
- ・ そのほか、節約を図って生活の維持向上に努力すること。

7. 指導、指示に従う義務【法第62条】

生活の維持向上、その他生活保護を正しく行うため、必要な指導や指示をすることがあります。指導や指示を受けたときは、これに従う義務があります。

このようなときに、指導や指示をします・・・※下記は一例です

- ・病気やケガがなおって、働けるようになったのに働こうとしないとき。
- ・体の調子が悪いのに、医療機関で受診しないとき。また医師の指示に従わないで不摂生な生活を続けるとき。
- ・病人や子どもの世話が必要でなくなったのに働こうとしないとき。
- ・働いていても、本人の能力や健康状態から判断して、十分な収入を得る努力をしているとは認められないとき。
- ・活用できる資産・能力があるのに、活用しようとするとき。
- ・福祉事務所が認めていない自動車の保有、運転(使用)しているとき。
- ・そのほか、生活の維持・向上に努力しないとき。
- ・収入などの必要な届出をしないとき。 など

指導指示に従っていただけない場合は、必要に応じて生活保護の変更・停止・廃止を行うことがあります。ご注意ください。

8. 自動車の保有と使用の禁止

原則として、自動車の保有および使用は認められていません。

〔理由〕

- ①交通事故を起こした場合の補償や責任問題となるため。
- ②資産価値が高いため。
- ③維持費が高額であり、最低限度の生活を圧迫するため。

※身体の状態や自動車がが必要な理由によっては自動車の保有・使用が認められる場合があります。詳しくは担当ケースワーカーにおたずねください。

9. 保護費の返還と費用徴収

(1) 保護費の返還【法第63条】

生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として多くなったときには、多くなった分は返していただきます。

また、急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には、支給した保護金品を、資力の範囲内で返還していただくことがあります。

(2) 保護費の費用徴収【法第78条・法第85条】

故意に申告を怠ったり、偽りの申告をするなど不正な手段により保護費を受け取ったときには、不正受給となり支給した保護費を徴収します。

また、本来受けることができた控除(収入として認定しない)は受けられなくなり、悪質な場合には、徴収額に100分の40を乗じた額以下の金額が加算されることがあります。

※保護受給後に資産が判明すれば、保護費を返還した上で保護が停止・廃止となる場合もあります。資産(預貯金・生命保険・学資保険・不動産など)保有の条件は、担当ケースワーカーにおたずねください。

「不正受給」にならないために・・・

不正受給は犯罪です。不正受給が意図的に行われたり、生活保護費を返さない場合など、悪質なときは警察へ告訴・告発し、法律により罰せられる場合があります。世帯員の中で次のようなことがありましたら、すぐに福祉事務所に届出をしてください。

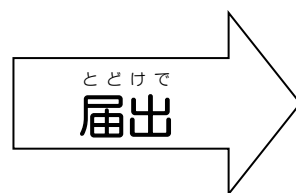
例

- ・就職が決まった、給料（日当やアルバイトも含む）、ボーナスをもらったなど、収入があった場合。 ※高校生などの未成年のアルバイトも含みます。
- ・年金（企業年金などすべての年金）がもらえるようになった場合や、年金をもらった場合。
- ・身内からのお金の援助などがあった場合。
- ・生命保険の給付金や解約返戻金、交通事故の賠償金、仕送りなど、お金をもらった場合や不動産などを相続した場合。
- ・相続などで資産を得た場合。
- ・家賃、地代などが変わった場合。
- ・引っ越しなどで世帯の人数が減った、または増えた場合。
- ・世帯員が転出、転入または家出などした場合。

※届出を忘れていた場合も法第78条の費用徴収の対象となる場合がありますので、ご注意ください。4頁～「5 届出の義務」もあわせてお読みください。



収入や生活
の変化など



福祉事務所

担当ケースワーカーと地区民生委員

1. 担当ケースワーカー

生活保護が開始になると、福祉事務所の担当ケースワーカーが定期的に訪問し、生活保護を適正に実施するために収入や生活状況をお聞きします。

また、生活上の悩みや困り事の相談に応じます。相談を受けたことを他に漏らす

ようなことはありません。

なお、しおりの内容で不明な点や詳細については、担当ケースワーカー、または下記記載の保護課までおたずねください。

2. 地区民生委員

厚生労働大臣の委嘱を受けて社会福祉全般にわたって、みなさんの相談相手となる人です。

福祉事務所と協力関係にありますので安心して相談してください。相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 社会福祉事務所 保護課

電話 059-382-7640(直通)

ファクス 059-382-7607

しやくしょ でんわ とき
市役所に電話をかける時は、

でんわばんごう
[電話番号 059-382-7640]

ちく せいかつほご う
_____地区で生活保護を受けている

_____といいますが、

→ びょういん い でんわ
→ 病院に行きたいので、電話しました。

→ たんとう ねが
→ 担当の _____さんをお願いします。

つた
とお伝えください。